福岡県個人情報保護審議会 会長 小林 登 様

福岡県知事

個人情報の保護に関する法律の改正等に伴う個人情報保護制度における 対応について(諮問)

令和3年5月19日に公布された、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)により、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)が改正され、同法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)を統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化することとされました。

個人情報保護法の改正規定のうち、地方公共団体の機関や地方独立行政法人に関する規程については、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されるため、本県の個人情報保護制度についても所要の対応を講ずる必要が生じております。

つきましては、福岡県個人情報保護条例第51条第2項第3号の規定に基づき、次の項目 における対応の方向性について諮問します。

- 1 改正後の個人情報保護法において、条例で定める必要があるとされている事項について
- 2 改正後の個人情報保護法において、条例で定めることができるとされている事項及 び条例で定めることが妨げられるものではないとされている事項について
- 3 その他の重要な事項について

## 検討項目一覧表

大的大百 克衣	I	
検討項目	現条例	概  要
条例要配慮個人情報(法第60条第5項)	第3条	・改正法では、本人に対する不利益が生じないように、取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる「要配慮個人情報」を規定(現条例で規定されているものと同じ内容が政令で規定される見込み)。 ・上記に加えて、地域の特性等に応じて配慮を要する個人情報として「条例要配慮個人情報」を条例で定めることも可能。
個人情報取扱事務登録 簿の作成・公表に係る事 項 (法第75条第5項)	第10条	・改正法で新たに作成が義務付けられた個人情報ファイル簿に加えて、現条例で規定する「個人情報取扱事務登録簿」の作成についても条例で定めることが可能。
本人開示等請求における不開示情報の範囲 (法第78条第2項)	情報公開 条 第 7 条 第 1 項	・情報公開条例では開示となる情報が、改正法で不開示情報として規定されている場合であっても、当該情報を施行条例で規定することにより、不開示情報から除くことが可能。 (例:職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名) ※改正法では、公務員の職名までが開示対象。 ・情報公開条例では開示しないこととされている情報が、改正法で不開示情報として規定されていない場合であっても、情報公開法上の不開示情報に準ずる情報については、当該情報を施行条例で規定することにより不開示情報に追加することが可能。 (例:児童相談、調査及び判定に関する記録(法令秘情報)) ※改正法では、不開示情報としての規定なし。
開示決定等の期限 (法83条第1項、第2 項)	第18条 第19条	・改正法で規定する開示決定等の期限は、現条例で規定する期限より長い期間となっているが、「開示の手続に関する事項」である開示決定等の期限は、条例で規定することにより、より短い期間とすることが可能。
		改正法    現行条例
		開示決定期限 30日以内 15日以内
		開示延長決定 期限 30日以内 15日以内

本人開示請求における 手数料 (法第89条第2項)	第23条	・開示請求に係る実費(申請事務処理費用(請求受付、情報検索等)、開示実施必要経費(写しの作成経費等))の範囲内において、条例で規定可能(無料可)。 ※ 現条例では徴収していない。 ・開示請求の手数料とは別に、開示文書の写しの交付に要する費用を実費として徴収することも可能。 ※ 現条例では徴収している。 ・国は手数料300円を徴収。
行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約における手数料 (法第119条第3項及び第4項)	ı	・地方公共団体の機関と締結する者は、条例で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額を標準として条例で定める額の手数料を納めなければならないこととされている。
審査会への諮問 (法第105条第3項)	第41条 第51条 第56条 第1項	・現在は、現条例に基づき設置された個人情報保護審議会に諮問しているが、改正法では行政不服審査法に基づく機関(行政不服審査会)への諮問が義務付けられる。 ・条例により現条例の個人情報保護審議会を行政不服審査会として位置付けることで、引き続き同審議会を活用することも可能。
審議会 (法第129条)	第51条 第2項	審議会機能を残すか ・個人情報の適正な取扱いを確保するため専門 的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要で ある場合には、条例で定めるところにより、審議 会等に諮問することができる。

※その他の検討項目が生じた場合は、今回の諮問における検討事案として随時審議を行う。